

# 預けて安心！ 自筆証書遺言書保管制度

## ～法務局から講師を派遣します～

遺言とは、自分が生涯をかけて築き、かつ守ってきた大切な財産を、自分の亡くなったときにどのように分配するかなど、最も有効・有意義に活用してもらうために行う、遺言者の意思表示です。

中でも、自筆証書遺言は、自書さえできれば遺言者本人のみで作成することが可能であり、手軽で自由度の高いものです。しかし、作成後は、自宅のタンスの奥や仏壇の中、金庫などで保管することが多いことから、遺言者の死亡後、相続人等に発見されなかったり、一部の相続人等により改ざんされてしまう等の問題がありました。

そこで、法務局では、自筆証書遺言のメリットを損なうことなく、問題点を解消するための新たな制度として「自筆証書遺言書保管制度」を創設し、令和2年7月10日から法務局において、自筆証書遺言書の保管を申請することができるようになりました。

この制度は、作成された自筆証書遺言書を法務局が保管・管理するもので、遺言者の死亡後は、相続人等の請求により「遺言書情報証明書」等が発行されます。

そこで、より多くの方に本制度をご理解いただくため、貴方で開催する「終活」等に関するセミナー等において法務局職員が本制度を利用する際の注意点や申請手続について説明させていただきます。

遺言を書いたのはいいけれど、私が亡くなった後に見つけてもらえるだろうか？  
だからといって、今から相続人に預けるのも...



講師の派遣に掛かる交通費などは**一切不要！**

講師の派遣をご希望される場合は、別紙申込書に必要事項をご記入いただき、郵送またはファクシミリにて送付願います。

【問い合わせ先】  
新潟地方法務局供託課  
電話：025-226-0956



遺言書ほかんガルー

新潟地方法務局供託課 宛て

FAX 025-226-0962

## 「自筆証書遺言書保管制度」出前講座申込書

令和 年 月 日

以下の項目に記入いただき、FAXにてお申込みください。FAX受領後、当課担当者から貴殿宛てにお電話いたします。御希望の時間等について、日程調整させていただきます。

団体名			
所在地	新潟県		
電話番号			
担当者			
講演等の希望日時	第1希望	月 日 ( )	時 分 ~ 時 分
	第2希望	月 日 ( )	時 分 ~ 時 分
	第3希望	月 日 ( )	時 分 ~ 時 分
	講演時間	分程度	
受講者等	名 対象者： 一般 その他 ( )		
会場の設備状況	プロジェクター ( 有 ・ 無 ) パソコン ( 有 ・ 無 )		
会場となる場所	会場名		
	所在地		

※新型コロナウイルス感染症の予防対策をお願いします。  
なお、発熱等の症状がある方は、当日の参加を控えていただくようお願いします。